

「対政府取引に関する基本要領」中一部改正

- 3. を横線のとおり改める。

3. 政府短期証券の引受けおよび償還

(1) 政府短期証券の公募入札において募集残額等が生じた場合および国庫に予期せざる資金需要が生じた場合には、例外的に、所要の政府短期証券の引受けを行うものとする。この場合の引受け利回りは、引受け対象とする政府短期証券の引受け日が公募入札方式による当該政府短期証券の発行日である場合には、直近の当該公募入札における募入平均利回りとするし、その他の場合には、銘柄ごとの流通市場における実勢相場等を勘案した利回りとする。

(2) } 略（不変）
(3) }

(4) (2)および(3)の規定により繰上償還を行う場合の償還価格は、直近の公募入札における募入平均利回りに基づき算出銘柄ごとの流通市場における実勢相場等を勘案した価格とする。

(5) (1)による例外的な引受けのほか、外国中央銀行等との売買など本行自らの業務運営上の必要に応じ、政府短期証券を引受けることができる。この場合の引受価格は、発行日および償還日を同じくする政府短期証券の公募入札における募入平均価格とする。

- 4. を横線のとおり改める。

4. 政府預金の取扱い

- (1) 国庫の運営上発生した余裕金については、政府預金勘定内において当座預金から国内指定預金への組替整理を行い得るものとし、当該国内指定預金の残高に対して、政府短期証券の直近 13 週間の公募入札における募入平均利回りを募入決定額により加重平均した利回り（以下「加重平均利回り」というただし、0.001%未満の端数は切り捨てる。）から 0.05%を控除して得た利率（ただし、0.001%未満の端数は切り捨てる。）により算出した利息を付するものとし、当該利率の改定は毎週行うものとする。ただし、政府短期証券の直近の公募入札における募入平均利回り加重平均利回りの区分に応じて国内指定預金金利の下限を以下のとおりとする。

イ、政府短期証券の直近の公募入札における募入平均利回りが 0.0001%超 0.06%以下の場合

<u>加重平均利回り</u> 政府短期証券の直近の公募入札における募入平均利回り	国内指定預金金利の下限
0.01%超 0.06%以下	0.01%
0.001%超 0.01%以下	<u>加重平均利回り</u> 募入平均利回り（ただし、0.001%未満の端数は切り捨てる。）
0.0001%超 0.001%以下	<u>加重平均利回り</u> 募入平均利回り（ただし、0.0001%未満の端数は切り捨てる。）

ロ、政府短期証券の直近の公募入札における募入平均利回りが 0%の場合 0%とする。

- (2) 略（不変）

（附則）

この一部改正は、平成19年1月1日から実施する。

ただし、平成19年1月1日から平成19年3月11日までは、4.（1）に定める国内指定預金金利の算出に当たり、同項の加重平均利回りに代えて、平成18年12月11日から金利改定日の属する週の前週までの政府短期証券の公募入札における募入平均利回りを募入決定額により加重平均した利回りを用いることとする。